

【重要】再エネ特措法改正に伴う取得済みの設備認定について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の根拠となる法律※1の改正法（以下「改正法」という。）が国会において成立し、平成 29 年 4 月 1 日に施行が予定されています。

改正法においては設備認定制度の変更が予定されており、その変更に伴い、**改正法施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに電力会社と接続契約を締結していない場合は、取得済みの設備認定が失効※2**します。認定が失効した場合、既に確保されていた「調達価格」も失われますので、ご注意ください。

改正法施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合は、平成 28 年 6 月 30 日（木）までに申込書類一式を弊社にご提出ください※3。平成 28 年 6 月 30 日（木）までにお申込みされない場合は、改正法施行日前日までに接続契約を締結できない場合※4があります。なお、お申込み内容や必要書類※5に不備がある場合は、お申込みを受付できないことがあります※6ので、予めご了承ください。

また、改正法施行日前日までに電力会社と接続契約を締結した場合※7においても、国が定める期日までに改正法に定める発電事業計画を国へ提出しない場合は、設備認定が取消となりますので、あわせてご注意ください。

設備認定や発電事業計画の取扱い等、改正法の詳細については、[資源エネルギー庁のホームページ](#)をご確認ください。

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

※2 設備認定日が平成 28 年 7 月 1 日以降の場合は、設備認定日翌日から 9 ヶ月以内に接続契約を締結しなければ、取得済みの設備認定が失効します。

※3 「告示に規定する接続申込書」を提出済の場合で、改正法施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合は、平成 28 年 6 月 30 日（木）までに別途接続申込を行う必要があります。

※4 お申込みから接続契約締結までに時間を要する高圧・特別高圧については、平成 28 年 6 月 30 日（木）までにお申込みいただけない場合は、改正法施行日前日までに接続契約を締結できず、設備認定が失効する可能性があります。なお、低圧の場合は、お申込みから接続契約締結までの標準処理期間を 1 ヶ月としておりますが、改正法成立に伴いお申込みが増加し、接続契約の締結までに時間を要することが予想されますので、できるだけ早期にお申込みをお願いします。

※5 お申込み時には下記書類が必要です。

また、下記書類とは別に、太陽光発電システム等を構成するパワーコンディショナの電気使用にかかるお申込みが必要で
す。（電気使用に関する申込みが確認できない場合、技術検討を開始できないことから接続契約を締結できません。）

(1) 系統連系の電圧が低圧の場合（インターネット低圧工事申込みシステム[シンセツくん]にてお申込みください。）

「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書（低圧）」、「単線結線図」、「付近見取図」、「屋内配線の電圧上昇簡易計算書」、
「保護継電器整定値一覧表」、「認証証明書（写）」、「設備認定通知書（写）」《注1》

(2) 系統連系の電圧が高圧・特別高圧の場合

「電力購入契約申込書 兼 系統連系申込書（高圧・特別高圧）」《注2》

「設備認定通知書（写）」《注1》《注3》、「接続検討申込書の様式 2～5」《注4》

《注1》風力・水力・地熱・バイオマス発電設備の場合、申込時に「設備認定通知書（写）」の添付がなくても受付いたします。

《注2》平成 27 年 2 月 15 日以降に、接続検討の回答前に接続契約の申込みをされた場合は、「意思表明書」の提出が必要です。「意
思表明書」が提出されない限り接続契約を締結できませんので、接続検討完了後すみやかにご提出ください。

《注3》接続検討の回答前に接続契約の申込みをされた場合は、「意思表明書」の提出までにご提出ください。

《注4》接続検討申込み時から内容に変更がない場合は、提出不要です。

※6 接続検討と系統連系申込を同時に行う場合、接続検討の開始にあたり、検討料のお支払いが必要となりますので、弊社から
のご請求後、すみやかにお支払いいただきますようお願いいたします。

※7 既に運転を開始しているものを含みます。

以 上